



必要なのは
8時間働けば
人間らしく暮らせる賃金

2021年国民春闘

先行き不安... 暮らしごと
どうしたらいいの？

いっしょに
考えませんか？
みんなで変えませんか？

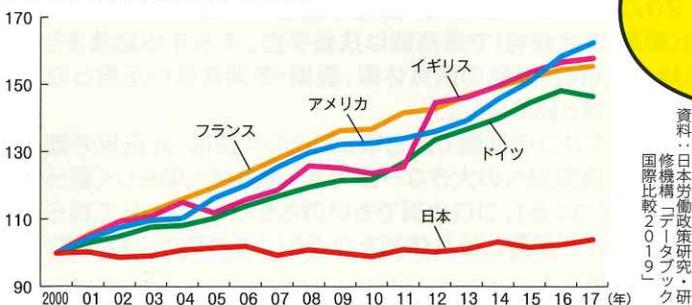
「コロナ禍で「残業が減って生活が苦しい」「シフト勤務だから休業支援金がもらえない」「この先働き続けられるか不安」の声が聞こえます。また、正規雇用と非正規雇用、都市部と地方、大企業と中小企業、性や年齢などによる格差・矛盾が、一気に噴き出しています。

生活の先行きが不安なのは不安定な雇用が増え、収入(賃金)が低く、将来を描けないからです。先進国の中で日本だけ、大企業の内部留保は増えているのに、実質賃金があがっていません。

コロナ禍、一人で悩み、あきらめるのではなく、私たち労働組合と「どうするか」ご一緒に考えませんか。

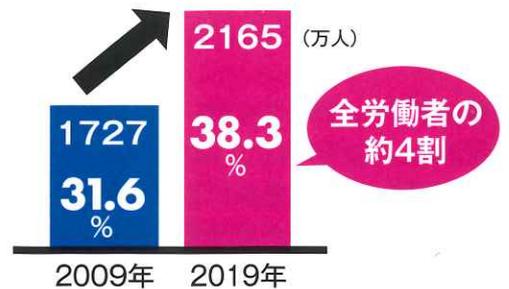
私たちは、コロナ以前にもどるのではなく、格差をなくし、8時間働けば誰もが人間らしく暮らせる、公正な新しい社会への転換を求めています。今こそ、暮らしを支えることに税金を使う時です。あなたも労働組合に入って働き方、暮らしを変えていきましょう。

日本だけ賃金が低迷 2000年を100とした場合



このままでいいの？

非正規労働者が増加



大企業の内部留保は3.3倍増、実質賃金は56万円減



男性正規の賃金を100とすると非正規は

男性 **66.8%**
女性 **53.8%**

非正規労働者に占める女性の割合

67.8%

あなたの声を聞かせてください。



だれもが、平和で、人間らしく働き、暮らせる社会へ



国民春闘共闘委員会・全労連

〒113-8462 東京都文京区湯島2-4-4
TEL 03-5842-5621 FAX 03-5842-5622

コロナ禍 乗り越える

処方箋

公正な新しい社会へ



不安なく、誰もが人間らしく暮らせる 生活をつくる

決め手は賃金の大幅引き上げ、底上げ

10万円の定額給付金だけでは不安は解消しません。

安定した収入となる**賃金の大幅引き上げ**こそ、先行き不安を解消し、誰もが安心して暮らせる生活をつくる決め手です。

日本は、非正規雇用労働者と正規雇用労働者の格差が大きく、非正規雇用労働者の多くが最低賃金に近いものになっています。コロナ不況だからこそ、格差と貧困の是正をめざし、**1500円の全国一律最低賃金制**をつくり、賃金の底上げをすることが、内需拡大につながり、日本経済を回復させる道です。

地域経済を支えるため

消費税減税と中小企業支援を

地域経済を支える中小企業・小規模事業者は企業数全体の99.7%を占め、全体の約7割にあたる雇用を担っています。コロナ禍による倒産や雇用の喪失は、地域経済にとって大きな打撃となります。菅政権がすすめている中小企業の統合・再編ではなく、**コロナ対策支援を継続・拡充し、公平な税制の実現や中小企業対策予算を大幅に拡大し、地場産業・農林漁業の振興を実現**することが求められています。

ドイツやベルギーなど、**世界30カ国以上**で経済対策として**消費税(付加価値税)の減税を実施**しています。大きな影響を受ける人びとを支援して雇用を維持し、景気を刺激する政策として注目されています。

雇用を守り、賃金負担できる中小企業の経営を支援する政策をすすめ、日本経済を内需拡大型に切り替えていきましょう。

コロナ禍でも、いのちを守り、安心して暮らせる 医療・社会保障と 公共体制をつくる

コロナ禍で私たちの生活を守る社会基盤のもろさが明らかになりました。そのなかで、私たちがコロナ禍で安全・安心な生活をするのに欠かせない、医療、介護、福祉、公衆衛生をはじめ、国民生活を支えている分野で働く労働者＝エッセンシャルワーカーが社会的な注目を集め、その体制と労働条件の改善が地域の切実な要求になっています。今こそ、暮らしを支えることに税金を使う時です。

いのちを守るため、**公立・公的病院を統廃合ではなく拡充し、保健所の体制強化**が必要です。子どもたちが3密を避け、安全・安心に過ごせる環境をつくるため、正規教員を増やし、**1学級を20人程度**にすることや、**低すぎる保育士の配置基準や保育室の面積基準を改善**し、安全に過ごせる環境をつくることは国・自治体の責任ですぐにでも着手できるものです。

公務員は憲法第15条で「全体の奉仕者」とされ、住民のいのち・暮らしを守ることが仕事です。ところがコロナ禍や災害の時など、仕事や暮らしのことで真っ先に対応している職員は長時間労働で人手不足状態です。**コロナ禍だからこそ、精通した職員確保をすすめ、安全で安心して暮らせる公共体制**をつくりましょう。

あなたも労働組合へ

2020年10月、正規と非正規労働者の格差是正を求めた裁判(郵政20条裁判)で最高裁は扶養手当、年末年始勤務手当、年始の祝日給、有給の病気休暇、夏期・冬期休暇の正規との格差は不合理と認めました。

郵政ユニオンの運動で勝ち取ったこの判決は、非正規労働者の均等待遇実現への大きな一歩です。誰もが人間らしく暮らせる「生活をつくる」、コロナ禍でもいのちを守り、安心して暮らせる「医療・社会保障と公共体制をつくる」。そのためにも、あなたも労働組合へ！

地域を元気にする処方箋

最低賃金 全国一律制

1500円

コロナで解雇・未払いなど困ったら

あきらめないで お電話を

相談無料・秘密厳守 労働相談ホットライン

最寄りの
労働相談センターに
つながります

0120-378-060